

行政通知の読み方・使い方

大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について

令和7年8月29日消防総第770号・消防技第84号・消防消第381号・消防予第382号・消防特第158号・消防災第131号・消防地第644号・消防広第303号・消防研第205号、各都道府県知事宛、消防庁次長通知

解説・消防庁総務課

この連載では、自治体法務に関わる行政通知を取り上げ、通知の発出元に、発出の背景や読み方、使い方などを解説していただきます。

1 はじめに

令和7年2月26日に大船渡市赤崎町字合足地内で発生した林野火災は、それまでの記録的な降水量の少なさ、発生日前後の乾燥、強風、地形等の影響により急激に拡大し、最終的には延焼範囲約3370haとなる昭和39年以降では最大の林野火災となった。

このため、林野火災としては最大規模の15都道県からの緊急消防援助隊、岩手県内応援部隊並びに地元の消防本部及び消防団が一日当たり最大約2100名体制で、昼夜を分かたず消防活動等に従事した。

消防庁では、大船渡市林野火災を踏まえ、

令和7年4月から林野庁と共同で「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催した。8月22日に開催された最終回の第6回会合まで活発な議論が行われ、同26日に報告書が取りまとめられた。

また、7月1日に実施された中央防災会議において防災基本計画の修正が決定され、本林野火災を踏まえ同計画の林野火災編が見直された。消防庁においては消防庁防災業務計画の見直しを行い、各地方公共団体においても、地域防災計画の修正の参考としていただきたい旨通知した。

これらを踏まえ、消防庁では、8月29日付

2 通知の概要

消防庁次長通知を発出し、大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について示したところである。本稿においてはその概要を御紹介する。

（1）林野火災における予防・警報の在り方
ア 林野火災注意報・林野火災警報の創設・的確な発令


火災の予防上危険な気象状況になった際に、林野火災予防に係る注意喚起等を行い、林野周辺において住民等に火の使用制限の努力義務を課す仕組みである林野火災注意報を創設し、火災予防条例（例）上に位置付けることとした。

また、消防法に基づく火災警報のうち、林野火災予防を目的としたものについて、林野火災警報との通称を用いることとし、火災予防条例（例）において、林野火災警報発令時


図表 大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書 概要

○ 令和7年2月26日、岩手県大船渡市において発生した林野火災について、消防法(第35条3の2)に基づく消防庁長官調査を実施

火災概要: 延焼範囲:約3,370ha(昭和39年以降最大)、焼損棟数:住家90棟、住家以外136棟
 2月26日発知、3月9日鎮圧、4月7日鎮火
出火原因: 薪ストーブの煙突の火の粉を起因として出火した可能性が相対的に高いことは認められるが、具体的な発火源等の特定には至らなかった。
延焼要因: 林野内の可燃物が乾燥していたこと(2月の月降水量が観測史上最少)と火災初期の強風(最大瞬間風速18.1m/s)により、樹冠火を伴う激しい燃焼と飛び火の発生。その後、リアス海岸の複雑な地形と局地的な風の影響を受け、多方面へ拡大。



夜間における消火活動の様子
(提供: 東京消防庁)



被災地区の被害状況

○ 本火災を踏まえた対策を検討するため、消防庁及び林野庁を事務局とした検討会を開催

今後の消防防災対策

第1 林野火災における予防・警報のあり方

1. 予防・警報のあり方

○ **林野火災注意報・林野火災警報の創設・的確な発令**

	林野火災注意報	林野火災警報 (既存の消防法に基づく火災警報の制度を活用)
発令指標 (案)	前3日間の合計降水量が1mm以下 + 前30日間の合計降水量が30mm以下、または、乾燥注意報が発表 ※ 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、この限りでない。	左記の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合
内容	屋外での火の使用等について注意喚起(罰則なし)	屋外での火の使用等の制限(罰則あり)

※ 各市町村において、地域の特性等に応じて発令指標に調整を加えることや、対象地域を限定することを可能とする。
 ※ 今後消防庁が、火災予防条例(例)を改正し、市町村に通知予定。

- 少雨の状況の全国的な広がりがある場合、**気象庁と消防庁との合同による臨時の記者会見**等を通じた注意喚起・解説を実施
- 火災予防条例(例)に、たき火を届出の対象とするよう明確化(対象となるたき火(時期や区域)については、市町村が設定可能に)

2. 林野火災に係る広報・啓発の強化

- 政府広報やSNS等の活用により、たき火等の行為者やレジャーによる入山者等も含め広く国民に対して注意喚起

3. 林野火災に強い地域づくり

- 延焼しにくい多様な林相への誘導、消火活動に必要な林道等の整備、林野に近接する居住地域における防火対策の推進等

第2 大規模林野火災に対応できる消防体制のあり方

1. 緊急消防援助隊を含めた常備消防の体制強化

- 的確な情報把握のため、**夜間の監視に対応できるドローン**等を整備



夜間監視・熱源探査ドローン
- 消火水利の確保のため、**自然水利を利用できるスーパーポンプ**や、**大型水槽付き放水車**等を整備、**消防防災ヘリ**の増強




取水利用型消防水利システム(スーパーポンプ) 大型水槽付き放水車
- 山中での部隊投入のため、**悪路走破性の高い林野火災対応ユニット車**を整備



林野火災対応ユニット車



背負い式消火水筒



大型収容水筒



巻掛機




スマートユニット
(バックホウ・ポンプ・吹雪機等の汎用ユニット)

林野火災対応ユニット車に積載する資機材(例)

○ 予防散水の実施等を勘案した飛び火警戒要領の見直し

2. 消防団の体制強化

- 消防団からの情報が迅速な避難指示の発令につながる等、**初動から鎮火まで長期にわたり極めて重要な役割**
- **衛星通信機器**も活用した情報伝達体制の構築
- 残火処理に有効な**背負い式消火水筒**等の整備




大船渡市消防団による残火処理の様子
- 自主防災組織等、住民参加による避難訓練の実施

第3 大規模林野火災に備えた多様な技術の活用・開発

1. 新技術・新装備の研究開発の推進

- ドローンによる空中消火や遠隔操作消火ロボットによる延焼阻止活動等の技術・装備の研究開発


遠隔操作消火ロボット 消火用ドローン
- 林野、市街地にまたがる火災に対応できる**延焼シミュレーション**技術の研究開発




林野火災延焼シミュレーション

2. 消火薬剤の効果的な活用の検討

- **R8年の林野火災に向けて、散水場所が限定等される場合(残火処理等)の活用要領を明確化**



残火処理のための消火薬剤の使用
- **空中消火を含む一般的な活用については、R9年の林野火災に向けて、個別の消火薬剤の有効性や、健康・環境への影響に関する評価方法等とともに、R8年中を目途に具体化**



QUALIFIED PRODUCTS
認定消火薬剤リストとして公表

第4 災害復旧及び二次災害の防止活動

- 被災森林の迅速な復旧や土砂流出防止のための**治山対策**の適切な実施

の火の使用制限の対象区域を林野火災の発生
の危険性に応じて指定することを可能とした。

各市町村においては、火災予防条例に基づ
き林野火災注意報及び林野火災警報の的確な
発令に努めること。

イ たき火の届出制度及び火入れの許可制度
火災予防条例（例）において、火災とまぎ
らわしい煙又は火災を発生おそれのある行
為に、たき火が含まれることを明確にするこ
ととした。各市町村においては、火災予防条
例に基づきたき火の届出の徹底に努めること。

また、各市町村において森林法第21条に基
づく許可制度の周知を行うとともに、火入れ
の許可情報について、許可する部局と消防本
部において共有するなど情報連携の強化を促
進すること。各消防本部においては、たき火
や火入れ等を行う者に対して、必要に応じて
消防法第3条の措置命令も活用しながら、消
火準備等の必要な防火指導を行うこと。
ウ 顕著な少雨が確認された際の注意喚起

広範囲にわたる顕著な少雨が確認された場
合には、気象庁及び消防庁が臨時の記者会見
等を通じて注意喚起を行うことを予定してお
り、都道府県、市町村及び各消防機関におい
ても周知や注意喚起に努めること。

エ 林野火災に係る広報・啓発の強化
全国山火事予防運動の機会等を通じて、林

野火災の特徴に留意した戦略的かつ幅広い広
報・啓発活動を一層強化すること。また、消
防機関だけでなく、幅広い部局が参画した広
報・啓発を実施すること。

オ 林野火災に強い地域づくり

林野火災特別地域対策事業の活用など、林
野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域に
おいて、関係市町村による林野火災対策に係
る総合的な事業計画を作成し、その推進を図
るよう努めること。

(2) 大規模林野火災に対応できる消防防災
体制の在り方

ア 緊急消防援助隊を含めた常備消防の体制
強化

① 的確な情報把握

ヘリやドローンなどの情報把握に資する資
機材を整備するとともに、緊急消防援助隊に
新設された情報統括支援隊の活用等により迅
速で継続的な情報把握体制を構築すること。

② 早期の応援要請

林野火災では散水量の大きい自衛隊の大型
ヘリによる空中消火が有効であり、平時から
消防機関、都道府県及び自衛隊との間で連絡・
情報共有体制を構築し、関係強化に努めるこ
と。地方公共団体は、自衛隊への災害派遣要
請に先立ち、当該ヘリの活動基盤を選定して

おくこと。

また、各消防本部は、時機を逸することな
く応援要請を行えるよう、林野火災に係る応
援要請基準を受援計画で明確化し、受援計画
に基づいた訓練を定期的に行うこと。

③ 陸上部隊の消防活動

水利確保のため、自然水利を利用できる海
水利用型消防水利システムや、大型水槽付き
放水車等の水利確保に有効な車両の整備を進
めること。

また、山林内でも走破性が高く、背負い式
消火水のような資機材を搭載した林野火災
対応ユニット車を整備すること。

加えて、延焼危険の高い建物等及びその付
近への予防散水等の事項を勘案し、飛び火警
戒要領を見直すこと。

④ 航空部隊による消火活動

安全に十分留意した上で活動空域に見合う
十分な数の航空機を確保し、消火効率を高め
ること。また、大型で散水量の大きい自衛隊
ヘリと消防防災ヘリとの間で活動区域と役割
分担を適切に行うこと。

衛星通信機器も活用して、全ての場所で情
報伝達が可能な体制を確立するとともに、陸
上・航空部隊間で活動場所等を効果的に共有
するため、グリッド図を活用すること。

イ 消防団の体制強化

① 消防隊等と連携できる情報伝達体制の構築

電波が届かない不感地帯をあらかじめ把握するとともに、衛星通信機器も活用した情報伝達手段の充実を図ること。

② 大規模火災に的確に対処できる体制の強化と資機材の整備

背負い式消火水のうち、消火水のうち用給水器などの林野火災に有効な資機材の整備など、消防団の装備の充実を図った上で、地元消防本部等と連携し、必要な車両・資機材を活用した実践的な火災想定訓練を定期的を実施すること。

また、広範囲にわたった延焼状況等を確認できるドローンの活用を更に促進するとともに、消防団員のドローンの操縦技能の向上を図ること。

③ 自主防災組織等と連携した取組

自主防災組織等と連携し、地域住民と顔の見える関係の構築や防火・防災に関する知識等を共有できるコミュニケーション機会の創出、実践的な避難訓練を推進し、地域全体で消防・防災体制の強化を図ること。

ウ 林野火災における住民避難

避難情報の発表に関する基準や考え方を事前に整理・検討し、林野火災に適した避難先

をあらかじめ定めた上、具体の避難先を検討すること。また、高齢者等避難・避難指示等の情報発表に関する基準や考え方を事前に整理・検討するよう努めること。

市町村は避難情報等の周知に当たり、防災行政無線、防災アプリ等を用いた災害情報伝達手段の多重化・多様化を推進すること。なお、強風下においては、防災行政無線の屋外スピーカーが聞き取りにくい場合があることから、戸別受信機も活用すること。

自主防災組織等、住民参加による大規模林野火災に対応した避難訓練を始めたとした各種の避難訓練等を実施すること。

(3) 大規模林野火災に備えた多様な技術の活用・開発

ア 新技術・新装備の研究開発の推進

消防庁においては、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費）等を活用し、消防以外の分野で使用されている重機等の技術の活用事例などを踏まえた林野火災対応の技術・装備の研究などを推進していく。

各都道府県、市町村、消防本部においては、本制度に積極的に協力されるとともに、災害対応上有効と認められる新技術について、積極的に導入されたいこと。

イ 市街地火災延焼シミュレーション・林野

火災シミュレーションを統合した消防活動支援システムの開発

消防庁では、林野火災発生危険度予測システムを活用し、その予測結果を市街地火災延焼シミュレーションと林野火災延焼シミュレーションに連携させ、消防活動を支援するシステムを、令和8年度中をめどに開発することとしている。当該システムが完成した際には、積極的に活用されたいこと。

ウ 消火薬剤の効果的な活用の検討

令和8年の林野火災に向けて、残火処理など散水場所が限定され、少ない散水量での消火効果が期待できる場合における消火薬剤の活用を図りたいこと。

また、上記以外の一般的な活用については、令和9年の林野火災に向けて、消防庁において、令和8年夏頃をめどに、個別の消火薬剤の火災に対する有効性や健康・環境への影響に関する評価方法等とともに、具体的な活用方法を示す予定である。

3 おわりに

消防庁では、本稿で御紹介した「大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について」（令和7年8月29日付消

防庁次長通知)とともに、「火災予防条例(例)の一部改正について(通知)」(令和7年8月29日付消防庁次長通知)等の関連通知を发出了した。

特に、火災予防条例(例)の一部改正については、林野火災注意報や林野火災警報の仕組みを整備するものである。これを踏まえ、各市町村においては、火災予防条例が改正され、令和8年1月から順次運用が開始されているところである。

また、令和7年12月16日に成立した令和7年度補正予算において、報告書において整備すべきとされた林野火災に対応するための車両、資機材等に関する項目が盛り込まれ、今後、全国の消防機関における配備を順次進めていく予定である。

最後に、大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の導入・実践に当たっては、報告書における提言内容を実効性のある形で現場に展開していくこと、また、継続的に検証を行いながら必要に応じて改善を図っていくことが重要である。引き続き、消防防災力の更なる充実強化を図るため、各団体においても一層の取組をお願いしたい。

(参考)

大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策の

あり方に関する検討会 [https://www.fdma.](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-167.html)

[go.jp/singi_kento/kento/post-167.html](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-167.html)

